

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

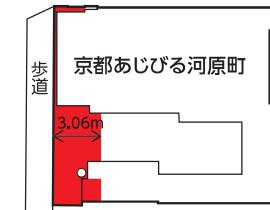
客引き行為等禁止区域について

『客引き行為等禁止区域』では、
『客引き行為』『勧誘行為』『客待ち行為』『勧誘待ち行為』を禁止します。



京都あじびる河原町の敷地（平成30年9月1日から）

六角通

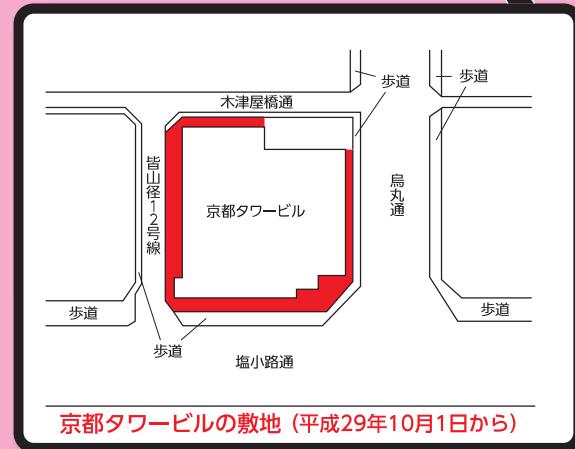


河原町通

京都あじびる河原町



京都駅北側周辺区域
(平成29年4月1日から)



京都タワービルの敷地 (平成29年10月1日から)

条例により、京都市内全域で全ての業種の事業者に対し、
「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう
努めていただくこととしています。上記禁止区域以外でも、
公共の場所での「客引き行為等」はやめましょう。

禁止区域内での
『客引き行為等』には
罰則があります！



- 客引き行為等を行った者に対しては、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、
5万円以下の過料を徴収します。

5万円以下の過料

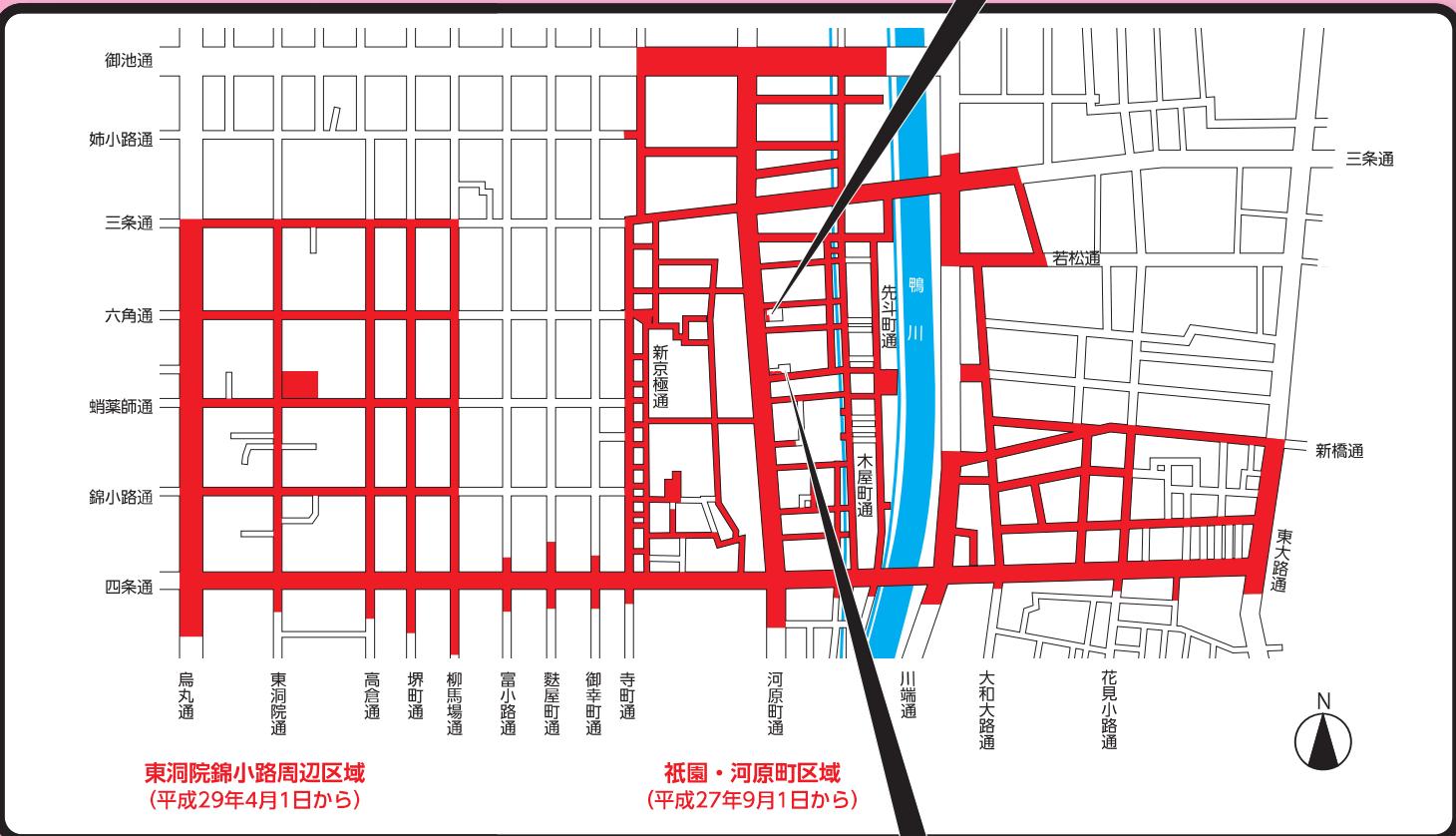
- 行った者だけでなく、客引き行為等を行わせた店舗の責任者や事業者も、指導、勧告、命令及び過料の対象となります。
- 命令に違反した場合は、過料の徴収に加えて、違反者の氏名、住所（事業者の場合は、事業者の名称、所在地）等を **公表** します。

河原町DECKの敷地 (平成30年9月1日から)

河原町DECK

河原町通

南車屋町通



祇園・河原町区域
(平成27年9月1日から)

